

婦人労働調査資料 第4号

婦人の雇用機会拡大についての
世 論 調 査

労働省婦人少年局

目 次

I 調査の目的

II 調査の期日、対象、方法

III 回答者はどういう人か

1. 男女の割合

2. 職業

3. 年令

4. 労働組合加入状況

5. 配偶関係

6. 家計の支持者

7. 学歴

8. 新聞の購読状況

9. 労働法の知識

IV 回答者の意見

1. 概観

2. 男女別の傾向

3. 年令別の傾向

4. 職業別の傾向

V お ま ぎ

I 調査の目的

1949年11月から1950年1月にわたって婦人少年局は全国的に「女子の雇用機会拡大のための特別啓蒙活動」を行つたが、全国でそのために開かれた各種の集会に出席した人々について世論調査を実施した結果がこの報告である。

戦後効かねばならぬ婦人が増加している一方最近の企業整備により解雇される率は男子より多く、その雇用数の減少は男子より急速である現状にある。この現状はこれを打開して女子の雇用機会を拡大するために、効く婦人自身の自覚を促し、同時に婦人の効くことに対する周囲の人々の理解を深めることを目的として行われたのである。そしてこの運動の爲の集会に果して私共の意図する人々が集つたか如何か、更に婦人の効くに対する効く婦人自身の自覚の度合、効く婦人以外の一般の人々の考え方を知らうとしてこの世論調査を行つた。

II 調査の対象・方法

「女子の雇用機会拡大のための啓蒙活動」のための全国の集会に出席した人々についてなされたものである。(但し、北海道、岩手、群馬、茨城、徳島は除く)

1. 集会の日時は前述したように1949年12月より本年1月末までの各府県の適当な日に行われ、3県を除いては年後に集会がもたれている。

2. 集会の場所は第一表の如くである。

官公庁は主として県庁、労働基準局、職業安定所等、事業所は機械器具工場、繊維工場等、公衆のための集会の場所とは、労働、教育会館、公民館等。其の他には商工会議所、学校、報産機関等が含まれている。

一府県で興つた種類の場所でも以上で集会をもつたものもあるので調査府県数と一致しない。

3. 集会の室内の宛先は第二表に示した。

第1表 集会の場所

総 数	50
官 公 庁	17
事 務 所	10
公衆のための 集会の場所	13
其 の 他	10

[註]

府県単位に集計した。

4. 出席者は男女の別で男が
1,270名、女が870名で、

男女の内訳不明の県があるため、
男女の合計が一致しない。

5. 集会の種類は第3表に示す。

総数と調査府県数とは一府県で又
以上の種類の集会をもつた。

6. 調査の方法は別紙のような調査
票を出席者に配布し、回収し得た
ものについて集計した。但し、4
県は婦人の雇用機会拡大のための
集会に使用せず、他の方法で調査
している。

7. 調査票の回収方法は会場で回収
しているもの29、後日郵送して
もらったもの13となつてゐる。
一県で二つの方法をとつてゐる所
もあるので、総数が調査府県数と
は一致しない。

8. 調査票枚数は、5254枚でそ
の内訳は第4表のようである。調
査票の回収率は約80%と考えら
れる。

Ⅲ 回答者はどういう人か

1. 男女の割合

回答者総数5254名の中、男子は853名、女子は4075名。
性別の不明のもの326名で総数に対する割合は男17.3%、女77%
である。

第5表 回答者の男女の割合

	数	%
総 数	5254	100
男	853	17.3
女	4075	77.7
不 明	326	—

註 %は
不明を除
いた総数
を100
とした。

第2表 集会の案内の宛先

総 数	3856
官 公 庁	222
事 業 所	1318
労働組合	1258
使用者団体	545
婦人団体	344
その他の団体	119

註 1) その他の団体は学校、報道
機関等を含む。

第3表 集会の種類

総 数	50
田 園 会 談	17
パレ・フォーカション	11
演 講 会	14
座 談 会	5
その他	3

註 府県単位に集計した。

第4表 地方別調査票枚数

総 数	5254
東 北	441
関 東	778
中 部	1029
近 畿	691
中 国	837
四 国	362
九 州	1116

2. 職業

第6表 回答者の職業

	総 数	男	女	不 明
総 数	5254	853	4075	326
有業者数	4136	786	3123	177
管理者・個人業主	58	38	17	3
事務者	2289	528	1667	94
工場労働者	1163	128	990	42
教育者	137	37	97	3
店 員	74	5	61	8
その他の職業	286	33	243	10
不 明	131	21	98	12
無業者数	908	54	793	61
学 生	623	45	535	43
家庭婦人	180	0	167	13
失業者	66	7	56	3
不 明	39	2	35	2
職業有無の不明	210	13	109	88

回答者総数中有業者は82.0%を占めている。男子はその総数の93.6%
女子は同じく80.0%で、女子の方が有業者が少なくなっている。

有業者中最も多いのは男女ともに事務者（公務員、会社工場の事務職員、
銀行員、電話交換手等）で男子は62.9%、女子は42.0%である。

第7表 回答者の職業（%）

	総 数	男	女
総 数	100	100	100
有業者数	82.0	93.6	80.0
管理者・個人業主	1.1	4.3	0.4
事務者	45.4	62.9	42.0
工場労働者	23.1	15.0	25.0
教育者	2.7	4.4	2.3
店 員	1.5	0.6	1.5
その他の職業	5.7	3.9	6.1
不 明	2.5	2.5	2.5
無業者数	18.0	6.4	20.0
学 生	12.4	5.4	13.5
家庭婦人	3.6	0	4.2
失業者	1.3	0.8	1.4
不 明	0.7	0.2	0.9

註 %は不明を除いた総数で
100とした。

次に多いのは工場労働者（製糸工、
紡織工、ミシン工、機械工等）で
男子は15.0%、女子は25.0%
を示めている。管理者（官公庁の
課長以上、会場工場の工場長、課
長人事、労務部長等）、個人業主
（商店の店主）は、男子は4.3%
であるが、女子は0.4%である。
教育者は137名中男37名、女
97、不明3であるが男子の方が
その総数に占める%が高く、4.4%
だが、女子は2.5%である。家庭
婦人は44名中、61名が女子で占め
ている。その他の職業には看護婦
保健婦、和装装束、車掌、果物採

6- 業者、新聞記者等上記のいづれにも含まれないものをいれた。
 無業者数は、女子の方が、男子より多くなっている。男子はわずか6.4%
 であるが、女子は20.0%である。
 その内訳は男子は厚生5.4%、失業者0.8%で、女子は、厚生13.5%、
 家庭婦人4.2%、失業者1.4%となっている。

3. 年令

回答者の年令を見ると第8表のようになる。総数の80.2%までが、29才以下の年令である。男女性別に見ると、29才以下の人は男は60.9%だが、女子は84.4%を占めており、女子の方が比較的、年令の低いものが多く、男子は年令の高いものが相対的に多い。

第9表 回答者の年令(%)

	総数	男	女
総数	100	100	100
19才以下	39.9	19.4	34.9
20才～29才	42.3	52.5	49.5
30才～39才	11.2	22.4	8.0
40才～49才	6.2	13.1	2.5
50才～59才	2.1	3.8	1.8
60才以上	2.3	2.4	2.3

【註】 %は不明数を除いた総数を100とした。

4. 労働組合加入状況

第10表

回答者の労働組合加入状況

	総数	男	女	不明
総数	5254	853	4075	326
加入している	3288	557	2592	139
加入していない	1469	268	1115	86
不明	497	28	368	101

回答者の労働組合加入状況は第10表に示した。第11表の様に男女ともに約70%が組合員である。

第11表 回答者の労働組合加入状況(%)

	男	女
総数	100	100
加入している	67.5	67.9
加入していない	32.5	30.1

註 %は不明を除いた総数を100とした。

5. 配偶関係

第12表 回答者の配偶関係

	総数	男	女	不明
総数	5254	853	4075	326
未婚	3390	364	2954	72
有配偶	851	422	409	20
死別	300	9	282	9
離別	66	7	50	9
不明	647	51	380	216

回答者の配偶関係は第12表である。回答中の男女別にその割合を見ると第13表に示した通りである。男子は有配偶者が最も多く、52.6%であるが、女子は79.9%が未婚者で有配偶者は11.1%にすぎない。死別、離別ともに女子の方が男子より高くなっている。

第13表

回答者の配偶関係(%)

	男	女
総数	100	100
未婚	45.4	79.9
有配偶	52.6	11.1
死別	1.1	2.6
離別	0.9	1.4

【註】 %は不明を除いた総数を100とした。

6. 家計の支持者

回答者の家計を自分で支持しているのは女子よりも男子にはるかに多く。男は64.9%であるが、女子は23.7%にすぎない。

第14表

回答者中家計の支持者

	総数	男	女	不明
総数	5254	853	4075	326
自分	1496	531	889	76
自分以外	3295	287	2869	139
不明	463	35	317	111

第15表

回答者中家計の支持者(%)

	男	女
総数	100	100
自分	64.9	23.7
自分以外	35.1	76.3

註 %は不明を除いた総数を100とした。

第16表 回答者の学歴

	総数	男	女	不明
総数	5254	853	4075	326
小卒	1331	163	1102	66
中卒	2543	358	2075	110
高専卒	428	65	331	32
高卒	445	150	277	16
大学卒	38	9	28	1
大学院卒	108	92	14	3
不明	361	14	248	79

7. 学歴

回答者の学歴は第16表に示す通りで女子の方が全般的に学歴が低い。男子は小卒だけのものは19.4%で、中卒は42.7%だが、女子は小卒は

8. 28.8%, 中年は54.2%で受丁の低いものばせりの味方が男子より高い率を占めている。高専以上の受丁をもつ人は、男子は27.7%も占めているが、女子は19.3%で、男子よりも、その率が低い。

第17表 回答者の学歴 (%)

学歴	総数	男	女
小	19.4	28.8	10.1
中	42.7	54.2	31.2
高	2.7	8.7	0.7
大	18.1	2.7	0.7
不明	11.0	0.7	0.4

註 %は不明を除いた総数を100とした。

8. 新聞購読状況

回答者の中毎日新聞を読む人は4118名で80%を占めている。

第19表 毎日新聞をよく読みますか (%)

読み方	男	女
毎日よむ	95.7	76.8
時々よむ	3.8	22.8
よまない	0.5	0.4

註 %は不明を除いた総数を100とした。

女子は0.4%だが、男子は0.5%である。

9. 労働法の知識

労働条件について働く婦人を守る法律の名について

イ、職業安定法、ロ、民法

ハ、労働基準法、ニ、失業保険法

第21表

労働条件について働く婦人を守る法律の名は？ (%)

法律名	男	女
正しいもの	82.8	84.6
誤っているもの	17.2	15.4

註 %は不明を除いた総数を100とした。

第18表 毎日新聞をよく読みますか

読み方	総数	男	女	不明
毎日よむ	4118	806	3087	225
時々よむ	1021	32	916	73
よまない	18	4	14	0
不明	27	11	58	28

男女別にみると、毎日新聞をよく読んでいる人は男の方が多い。即ち、男は95.7%、毎日新聞をよく読んでいると回答しているが女は76.8%である。ところがよまない人は女子の方が男子よりやや多い。即ち

第20表

労働条件について働く婦人を守る法律の名は？

法律名	総数	男	女	不明
正しいもの	4179	723	3249	207
誤っているもの	760	102	583	75
不明	311	28	233	50

ハ、労働基準法、ニ、失業保険法、ホ、労働災害補償法、ヘ、健康保険法の中適当と思われるものに○印をつけるのであるが、労働基準法のみ○印をつけたもののみを正しい回答とし、他に○印をつけたものはすべて誤った回答とした。

正しい回答をしている人は4179名で、不明を除いた総数の85%である。男女別にみると、大きな差はないが、男子の方が女子より正しい回答が稍多い。

第22表

婦人がもつと広く職業につけるようにするには？

イ、政府は	
(1) 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設を設けるべきです	88.9%
(2) 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所等の施設を設けるべきです	11.1%
ロ、使用者は	
(1) 誰でも出来るような責任の軽い仕事に任せようべきです	48.2%
(2) どんな仕事にも男女の区別なしにやといわれるべきです	51.8%
ハ、同僚の男子は	
(1) 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです	96.8%
(2) 婦人で意見のある人は少いかから男の意見を尊重すべきです	3.2%
ニ、家庭は	
(1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませようすべきです	12.4%
(2) 男と同じに働けるように婦人の働くことにもつと理解をもつべきです	87.6%
ホ、働く婦人自身は	
(1) 妻や母とに必要な教養を身につけるべきです	58.9%
(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです	41.1%

註 回答者数5254名で%不明を除いた総数を100とした。

IV 回答者の意見

1. 概観

婦人がもつと広く職業につけるようにするには

イ、政府は

(1) 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設を設けるべきです。

(2) 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所等の施設を設けるべきです

の二つの意見については、前者が圧倒的に多い、4326名が前者の意見で88.9%を占めている。

ロ、使用者は

(1) 誰でも出来るような責任の軽い仕事に任せようべきです

(2) どんな仕事にも男女の区別なしにやといわれるべきです。

については両者の意見がほぼ同数となつている。その割合は前者が48.2%、後者は51.8%でどんな仕事にも男女の区別なしにやといわれるべきとする意見の人が稍多い。

ハ、同僚の男子は

- (1) 同じ労働者として婦人の意見を尊重すべきです
 - (2) 婦人で意見のある人は少いから男の意見を尊重すべきです。
- については前者の意見が96.8%で大多数を占めている。

ニ、家庭は

- (1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです。
 - (2) 男と同じに働くように婦人の働くことにむつと理解をもつべきです。
- については後者の意見の人が多く4073名で 82.6%を占めている

ホ、働く婦人自身は

- (1) 妻や母として必要な教養を身につけるべきです
 - (2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです
- については前者の意見の人がやゝ多く、2800名で、58.9%である。

2. 男女別の傾向

イ、政府は

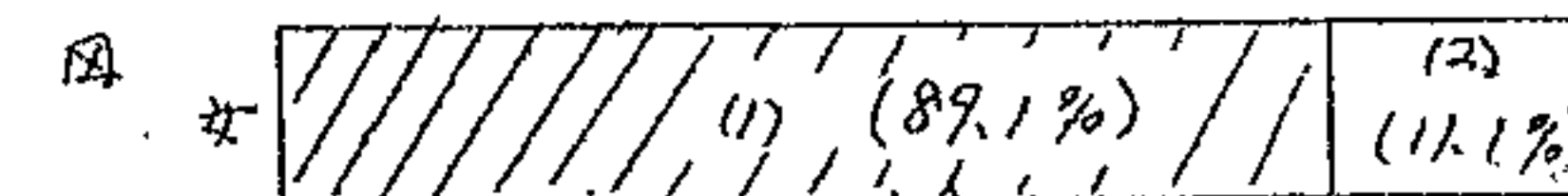
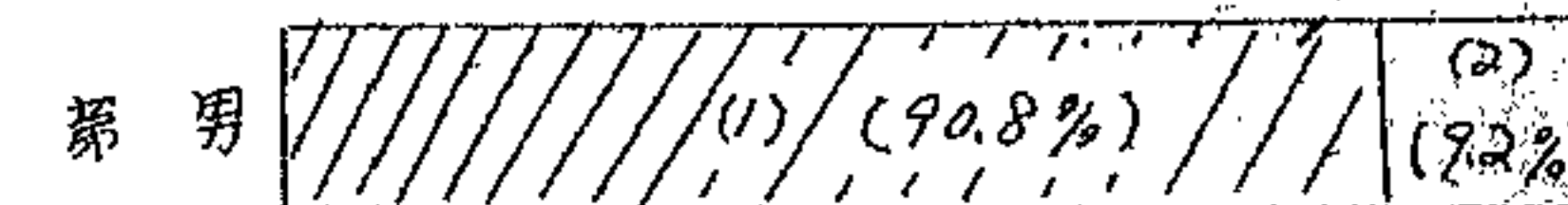
- (1) 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をとつてやるべきです
- (2) 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所の社会施設をととのえるべきです。

について男女別に見ると第23表及び第1図のようである、前者の意見が

女子は89.1%だが、男子は90.8%で、男子の方が働く婦人に必要な社会施設をととのえることに関心をもっている。逆に見れば働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所をととのえるべきとの意見は女子は10.9%で、男子9.2%に比し、その事が稍高くなっている。

第23表 イ、男女別に見た政府は？

傾向事項	実数		%	
	男	女	男	女
(1) 働く婦人のための社会施設をつくる	736	3371	90.8	89.1
(2) 結婚相談所等をととのえる	75	414	9.2	10.9



ロ、使用者は

- (1) せでも出来るような責任の軽い仕事にせよべきです
- (2) どんな仕事にも男女の区別なしにやといれるべきです

の二つの傾向について男女別にみると、

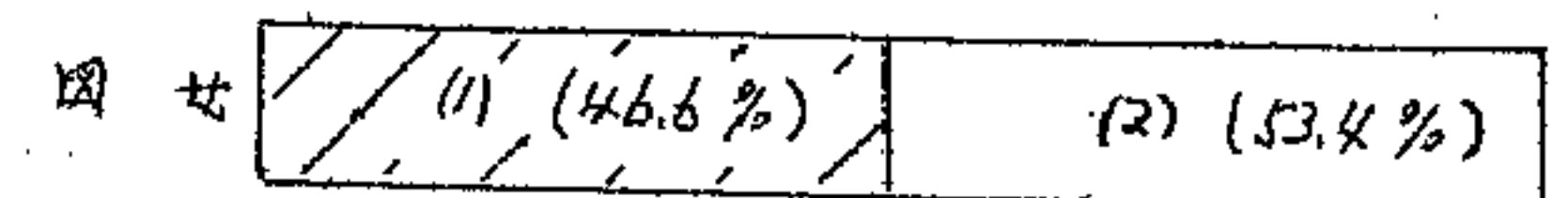
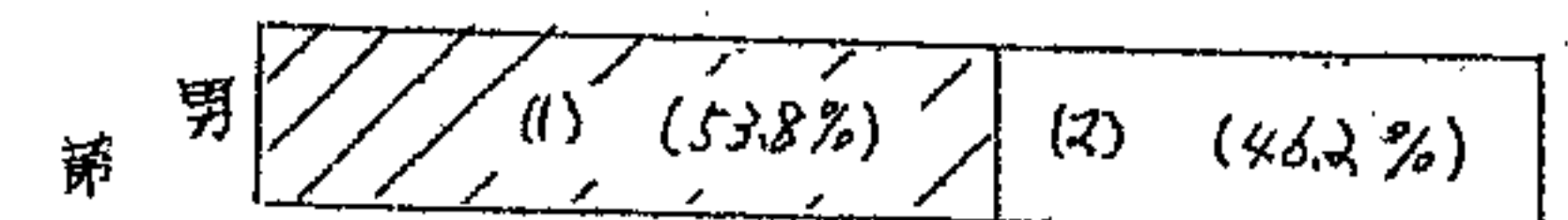
- (1) せは責任の軽い仕事にという意見は男子では半数より多い

女子は

- (2) どんな仕事にも男女の区別なしにやとい入るべきです。
- と回答している人が53.4%で半数より稍多くはなっている。

第24表 男女別に見た使用者は？

傾向事項	実数		%	
	男	女	男	女
(1) せは責任の軽い仕事に	442	1784	53.8	46.6
(2) どんな仕事にも男女の区別なしに	380	2043	46.2	53.4



註 %は不明を除いた総数を100とした

ハ、同僚の男子は

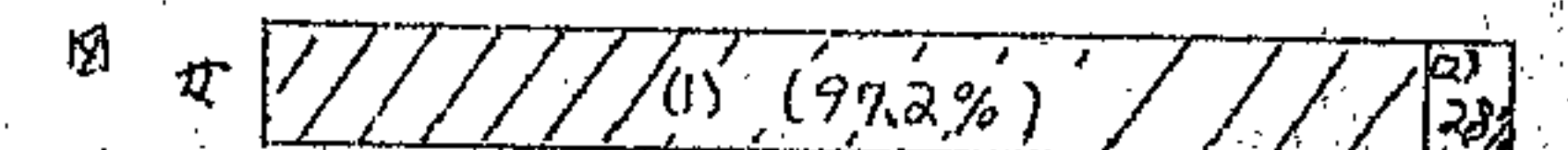
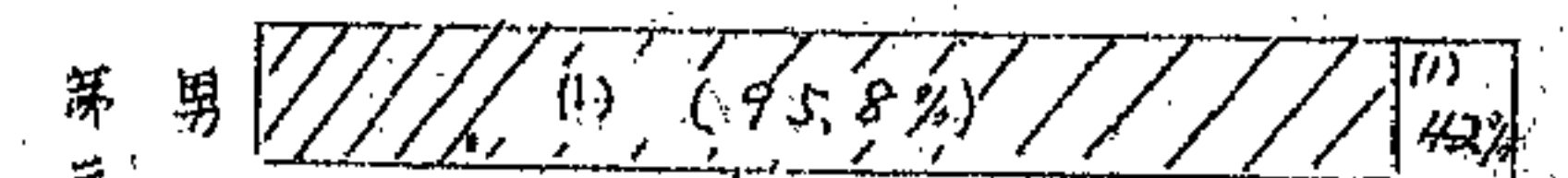
- (1) 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです
- (2) 婦人で意見のある人は少いから男の意見を尊重すべきです。

二つの傾向に対しては、男女ともに「(1) 婦人の意見も尊重すべきです」との回答が非常に多い。

男子は95.8%、女子は97.2%となつている

第25表 ハ、男女別に見た同僚の男子は？

傾向事項	男		女	
	実数	%	実数	%
(1) 婦人の意見も尊重すべき	804	95.8	3821	97.2
(2) 婦人で意見のある人は少いから男の意見を尊重すべき	35	4.2	110	2.8



註 %は不明を除いた総数を100とした

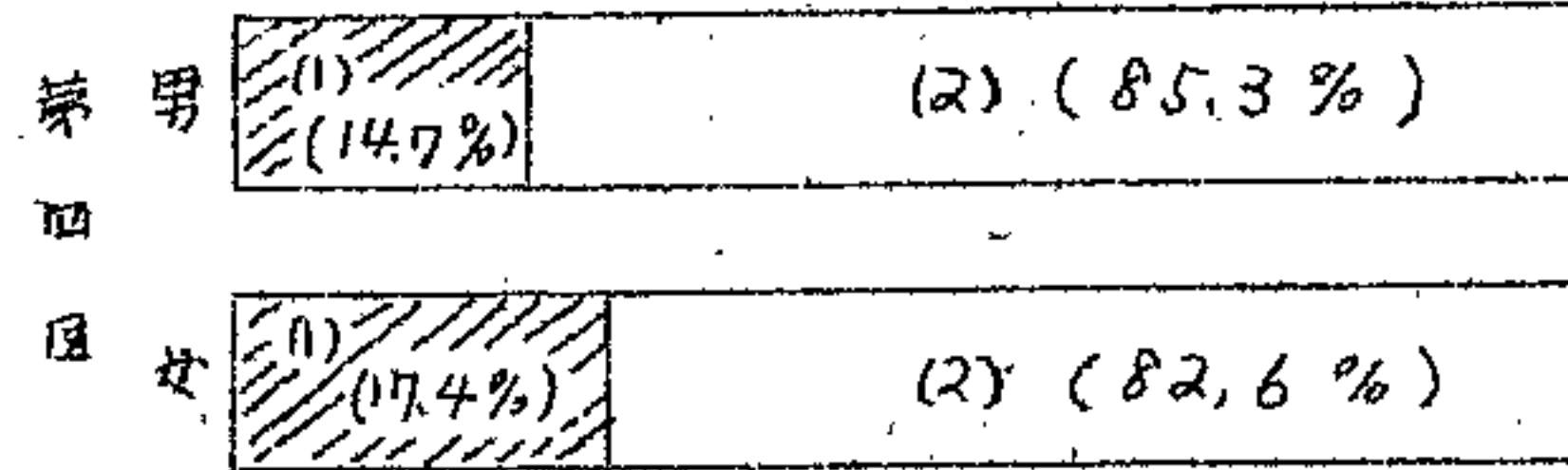
ニ、家庭は

- (1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです。
- (2) 男と同じに働くことに、むつと理解をもつべきです。

については、後者の意見が明かに、多数を占めている。

第26表 二、男女性別にみた家庭は？

質問事項	男		女	
	実数	%	実数	%
(1) 家のためなら仕事を休ませるべきだ	121	14.7	682	17.4
(2) 男と同じに働くことに理解をもつ	701	85.3	3172	82.6

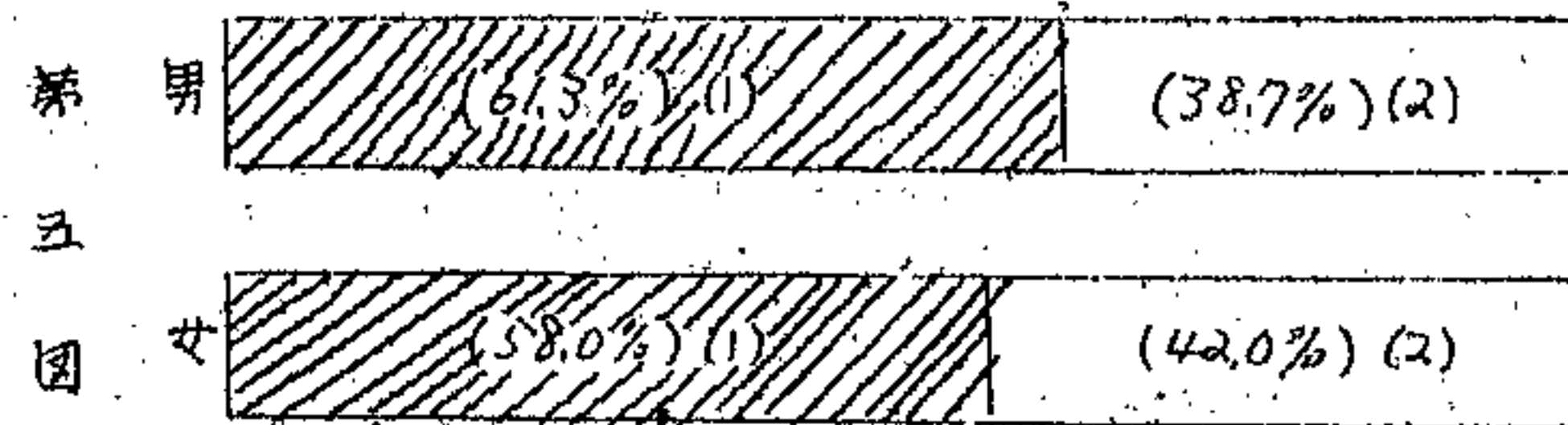


註 %は不明を除いた総数を100とした。

については男女ともに半数以上が前者に回答している。即ち男子は61.3%、女子は58.0%で、男子の回答率が女子より高い。

第27表 三、男女性別にみた家庭は？

質問事項	男		女	
	実数	%	実数	%
(1) 妻や母としての教養を身につける	487	61.3	2139	58.0
(2) 専内の技術知識を身につける	307	38.7	1551	42.0



註 %は不明を除いた総数を100とした。

以上、五問題（政府、使用者、同僚の男子、家庭、働く婦人）にわたる男女性の回答状況を総合すると、大体において、男女ともに大きな差異はみられない。

3 職業別の傾向

第28表 一、職業別にみた政府は

- (1) 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をいづる
(2) 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所の施設をいづる

	回答者数		% (1) (2)					
	男	女	男			女		
			総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)
総数	853	4075	100	90.8	9.2	100	89.1	10.9
有業者数	786	3173	100	90.9	9.1	100	88.9	11.1
管理者個人業主	36	17	100	85.7	14.3	100	78.6	21.4
事務者	528	1669	100	91.3	8.7	100	92.0	8.0
工場労働者	126	990	100	87.8	12.2	100	81.6	18.4
教育者	37	97	100	100		100	98.9	1.1
店員	5	61	100	100		100	84.5	15.5
その他の職業	33	243	100	86.7	13.4	100	95.5	4.5
不明	21	98	100	95.5	5.0	100	82.4	17.6
無業者数	54	793	100	88.2	11.8	100	90.5	9.5
学生	45	535	100	88.4	11.6	100	89.8	10.2
家庭婦人	0	167	100	-	-	100	92.9	7.1
失業者	7	56	100	83.3	16.7	100	94.1	5.9
不明	2	35	100	100		100	83.9	16.1
職業有無の不明	13	109	100	91.7	8.3	100	84.4	15.6

註 %は不明数を除いた総数を100とした。

次に職業によって意見の傾向を見よう。

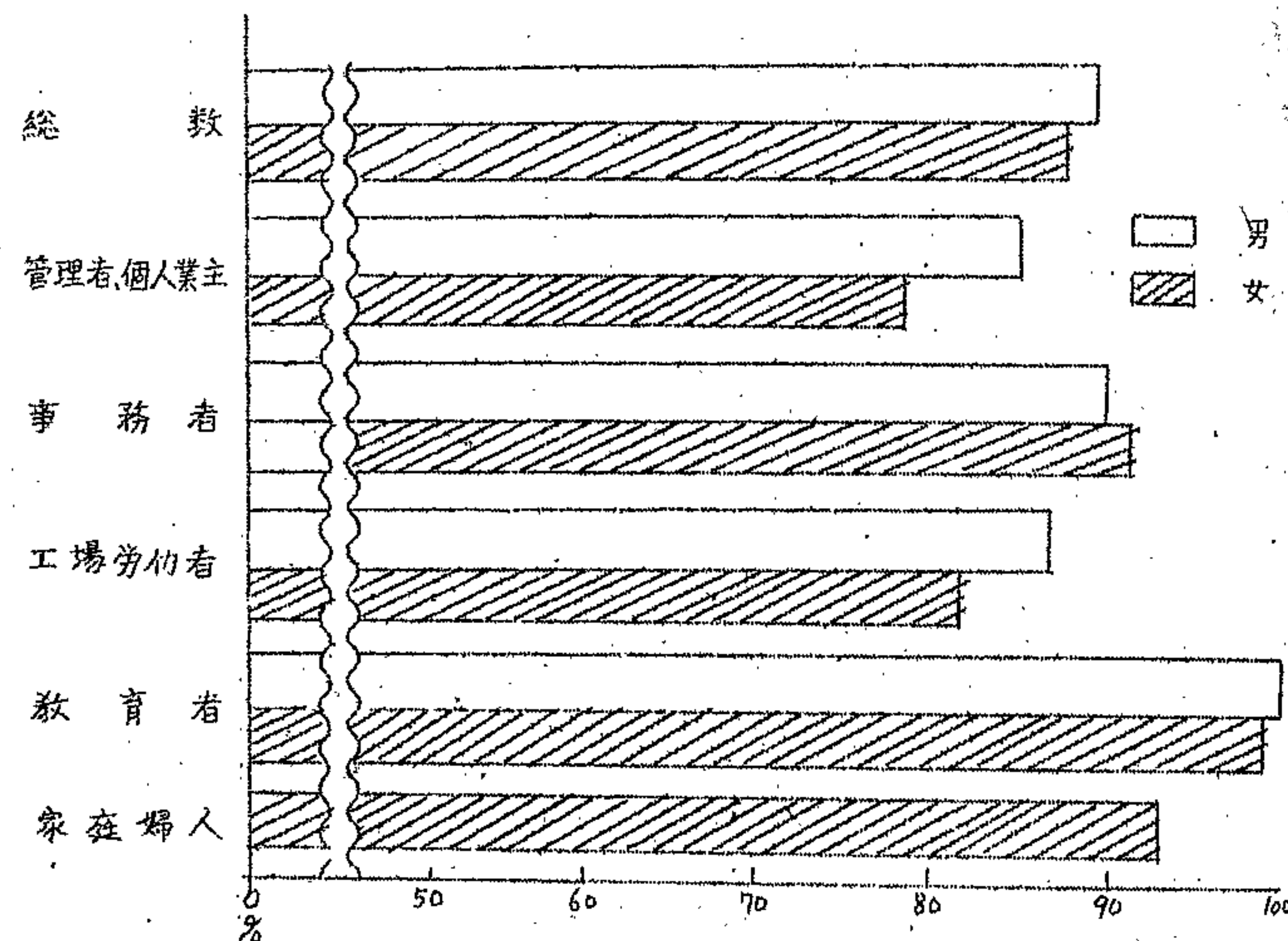
1. 政府は、

- (1) 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をいづるべきです
(2) 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所の施設をいづるべきです

の意見についてみると前者の意見が最も多いのは男女ともに教育者（男100%、女98.9%）次が事務者（男91.3%、女92.0%）となっている。

第6図 1. 職業別に見た 政府は

(1) 働く婦人に必要な社会施設をととのえるべきです



男女ともに管理者、個人業主（男85.7%、女78.6%）や工場労働者（男87.8%、女81.6%）は他に比して、この意見の人が少い。女子の場合、有業者より無業者の方が、「(1)託児所、共同炊事場、産院等の社会施設をととのえるべき」との意見をもつ人がいささか高い率を占め（有業者88.9%、無業者90.5%）家庭婦人、失業者がそれぞれ92.9%、94.1%を占めていることは注目される。

口、使用者は、

(1) 女でも出来るような責任の軽い仕事に女をやとうべきです

(2) どんな仕事にも男女の區別なしにやといれるべきです

を見ると、後者の意見は男女ともに事務者（男53.4%、女65.3%）が多く、教育者は、女子はこの意見の人が多く、66.0%であるが、男子は50.0%で、前者の意見の人と同数になっている。

(1) 女は責任の軽い仕事に」との意見は、男女ともに工場労働者に多く（男81.8%、女65.3%）である。又、店員は男女ともに60.0%である。管理者、個人業主も、女は責任の軽い仕事にとの意見が多いが、特に男子のほうが女子より、高い率を占めている。

第29表 口、職業別に見た使用者は

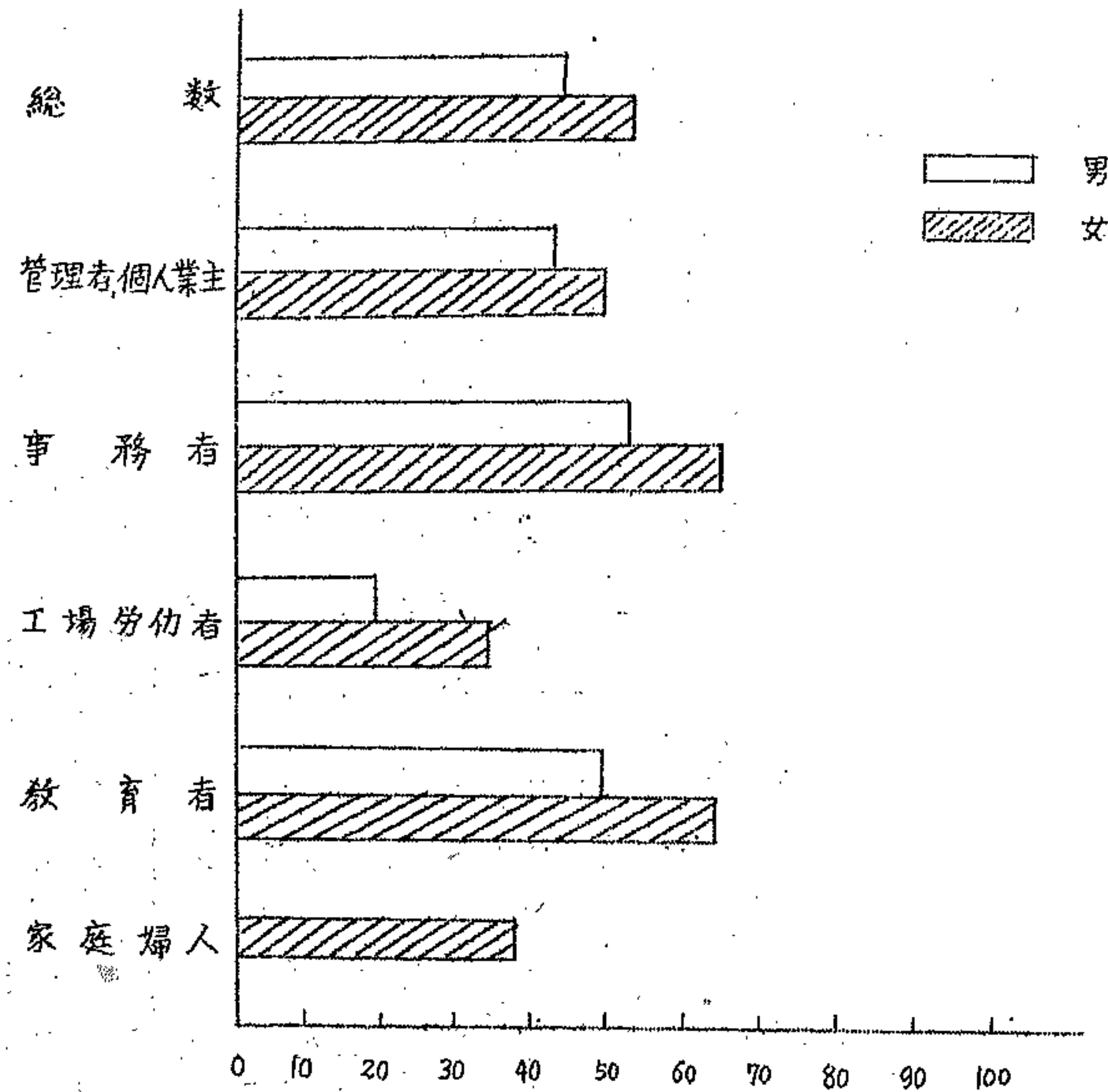
(1) 女でも出来るような責任の軽い仕事に女をやとう。

(2) どんな仕事にも男女の區別なしにやといれる。

	回答者数		%					
	男	女	総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)
総数	853	4095	100	53.8	46.2	100	46.6	53.4
有業者数	786	3173	100	53.0	47.0	100	46.3	53.7
管理者個人業主	36	17	100	52.1	42.9	100	50.0	50.0
事務者	528	1669	100	46.6	53.4	100	34.7	65.3
工場労働者	126	990	100	81.8	18.2	100	65.3	34.7
教育者	37	97	100	50.0	50.0	100	34.0	66.0
店員	5	61	100	60.0	40.0	100	60.0	40.0
その他の職業	33	243	100	53.3	46.7	100	49.1	50.9
不明	21	98	100	40.0	60.0	100	51.1	48.9
無業者数	54	793	100	67.3	32.7	100	42.9	57.1
学生	45	585	100	72.1	27.9	100	44.8	55.2
家庭婦人	0	167	100	0	0	100	61.7	38.3
失業者	7	56	100	42.9	57.1	100	36.5	63.5
不明	2	35	100	50.0	50.0	100	50.0	50.0
職業有無不明	13	109	100	44.7	55.3	100	42.9	57.1

註 %は不明を除いた総数を100とした

第7図 ロ、職業別に見た使用者は
(2) どんな仕事にも男女の区別なしにやとうべきです



家庭婦人は、やはり「(1) 女は責任の軽い仕事に」との意見が多く、61.7%となっている。

男子の業主の72.1%が「(1) 女は責任の軽い仕事に」との考えをもっているのも注意をひかれる。

ハ、同僚の男子は

「(1) 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです」

「(2) 婦人で意見のある人は少いから、男の意見も尊重すべきです」

第30表 ハ、職業別に見た同僚の男子は

(1) 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです

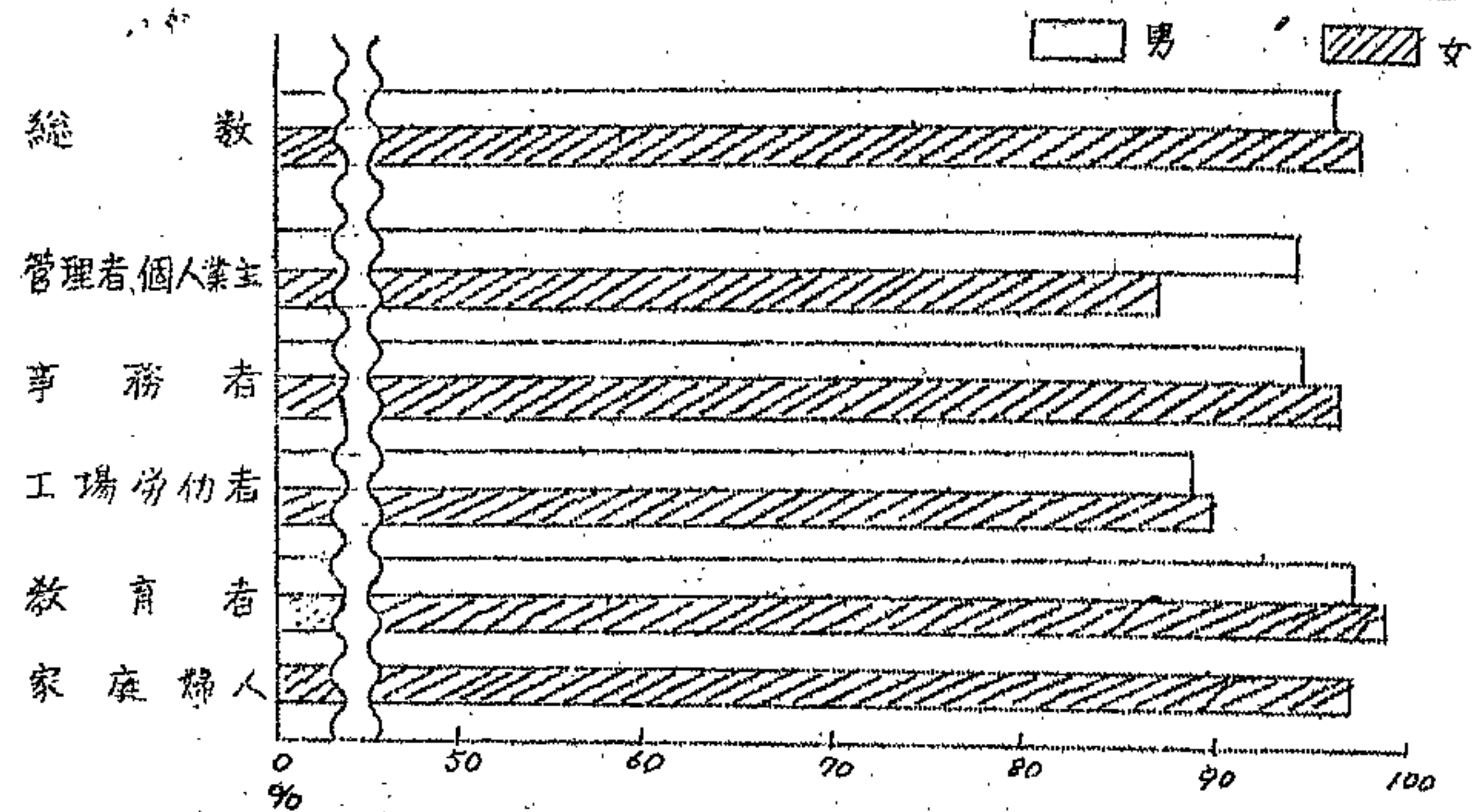
(2) 婦人で意見のある人は少いから男の意見も尊重すべきです

	回答者数		%					
	男	女	男			女		
			総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)
総数	853	4075	100	95.8	4.2	100	92.2	7.8
有業者数	786	3173	100	96.3	3.7	100	92.4	7.6
管理者・個人業主	36	17	100	94.3	5.7	100	86.7	13.3
事務者	528	1669	100	96.9	3.1	100	98.7	1.3
工場労働者	126	990	100	94.3	5.7	100	94.7	5.3
教育者	37	97	100	99.3	0.7	100	98.9	1.1
店員	5	61	100	100	0	100	98.4	1.6
その他の職業	33	243	100	92.0	8.0	100	98.3	1.7
不明	21	98	100	90.5	9.5	100	98.9	1.1
無業者数	54	793	100	90.6	9.4	100	92.0	8.0
学生	45	535	100	90.9	9.1	100	92.7	7.3
家庭婦人	0	167	100	0	0	100	98.7	1.3
失業者	7	56	100	85.7	14.3	100	94.2	5.8
不明	2	35	100	100	0	100	90.9	9.1
職業不明	13	109	100	91.7	8.3	100	93.5	6.5

註 %は不明を除いた総数を100とした

について見ると有業者も、無業者も前者の意見が圧倒的に多い。前者の意見を主な職業についてグラフにすると、第8図のようになる、これによると、男女ともに、教育者、事務者が、最も、高い率を占めている。工場、労働者、管理者・個人業主は家庭婦人よりも同じ労働者として婦人の意見を尊重すべきですとの考えの人が少なくなっている。

第8図 ハ、職業別に見た同僚の男子は
(1)同じ労働者として婦人の意見を尊重すべきです



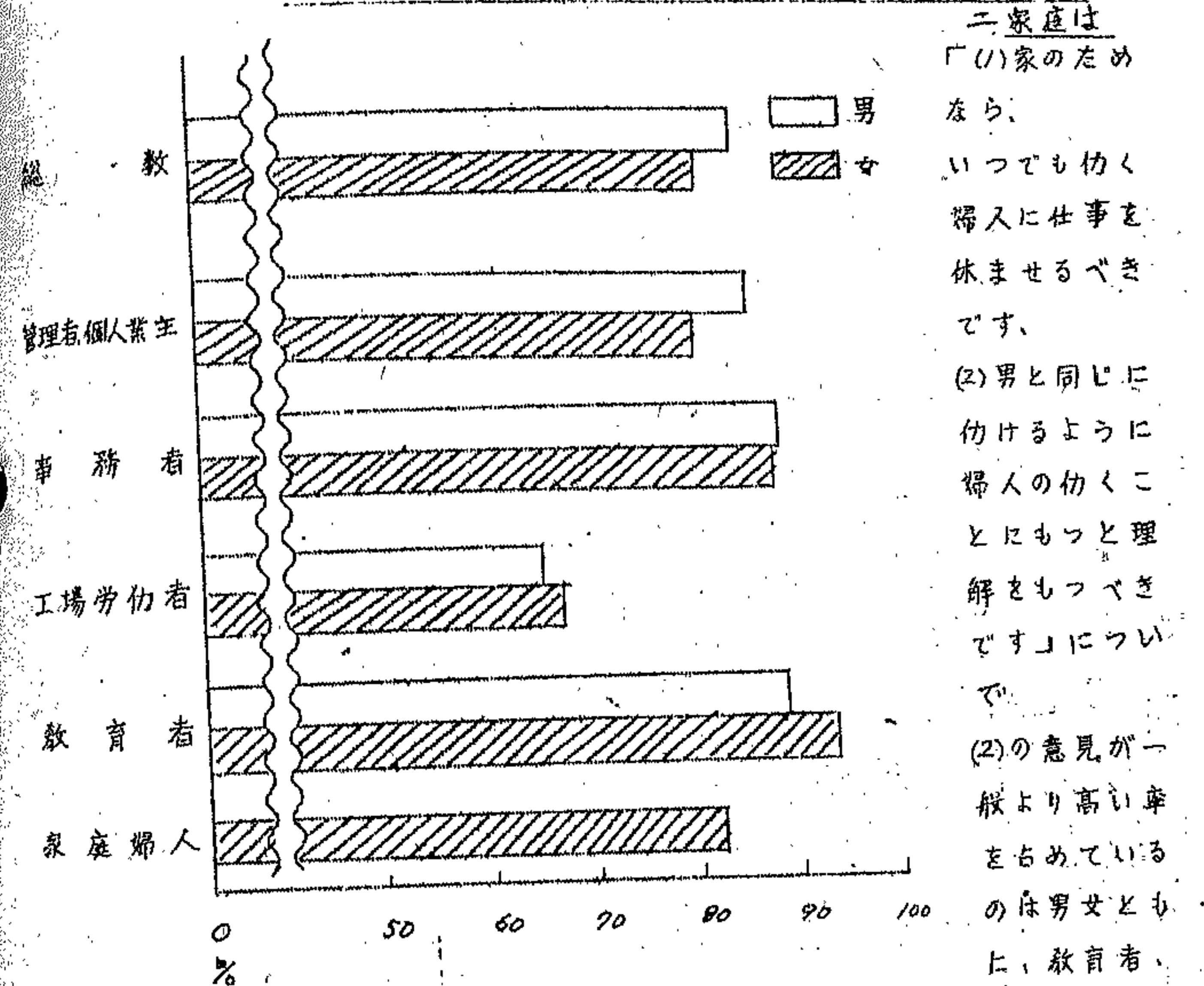
二、職業別に見た家庭は？

第31表 (1)家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです
(2)男と同じに働けるように婦人の働くことにもっと理解をもつべきです

	回答者数		%					
	男	女	男			女		
	総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)		
総数	853	4075	100	14.7	85.3	100	12.7	82.3
有業者数	786	3173	100	14.2	85.8	100	12.8	82.2
管理者・個人業主	36	17	100	14.3	85.7	100	18.8	81.2
事務者	528	1669	100	10.7	89.3	100	11.6	88.4
工場労働者	126	990	100	32.8	67.2	100	31.5	68.5
教育者	37	97	100	10.8	89.2	100	6.5	93.5
店員	5	61	100	20	80	100	15.0	85.0
その他の職業	33	243	100	12.1	81.9	100	12.7	87.3
不明	21	98	100		100	100	12.6	81.4
無業者数	54	793	100	23.5	76.5	100	16.5	83.5
学生	45	535	100	25.0	75.0	100	16.7	83.3
家庭婦人	0	167	100	0	0	100	12.1	82.9
失業者	7	56	100	20.0	80.0	100	13.5	86.5
不明	2	35	100		100	100	15.6	84.4
職業有無の不明	13	109	100	8.3	91.7	100	25.3	74.7

註 %は不明数を除いた総数を100とした。

第9図 ニ、職業別に見た家庭は
(2)男と同じに働けるように婦人の働くことに理解をもつべきです



二家庭は
「(1)家のためなら、いつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです、
(2)男と同じに働けるように婦人の働くことにもっと理解をもつべきです」について、
(2)の意見が一般より高い率を占めているのは男女ともに、教育者、事務者で前者は男89.2% 女93.5%、後者は男89.3% 女88.4%である。

(2)について主な職業についてグラフにすると、第7図のようになる。
「(1)家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです」の意見は、男女ともに、工場労働者に多く、男32.8% 女31.5%である。

これは工場労働者の自覚の低いことを物語っていると言えよう。
管理者、個人業主と家庭婦人は、回答状況の(1)と(2)の割合が、回答者総数とほぼ同じ傾向をとっている。

第3之表 ホ、職業別に見た働く婦人自身は

- (1) 妻や母として必要な教養を身につけるべきです
(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです

	回答者数		%					
			男			女		
	男	女	総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)
総数	853	4075	100	61.3	38.7	100	58.0	42.0
有業者数	786	3173	100	59.9	40.1	100	52.9	47.1
管理者個人業主	36	17	100	48.5	51.5	100	50.0	50.0
事務者	528	1669	100	56.9	43.1	100	51.0	49.0
工場労働者	126	990	100	75.7	24.3	100	71.6	28.4
教育者	37	97	100	60.6	39.4	100	35.7	64.3
店員	5	61	100	80.0	20.0	100	68.4	31.6
その他の職業	33	243	100	58.1	41.9	100	50.5	49.5
不明	21	98	100	59.9	40.1	100	69.1	30.9
無業者数	54	793	100	81.6	18.4	100	57.1	42.9
学生	45	535	100	83.3	16.7	100	58.0	42.0
家庭婦人	0	167	100	0	0	100	62.0	38.0
失業者	7	56	100	80.0	20.0	100	44.2	55.8
不明	2	35	100	50.0	50.0	100	42.4	57.6
職業有無の不明	13	109	100	66.7	33.3	100	67.0	33.0

註 %は不明数を除いた総数を100とした

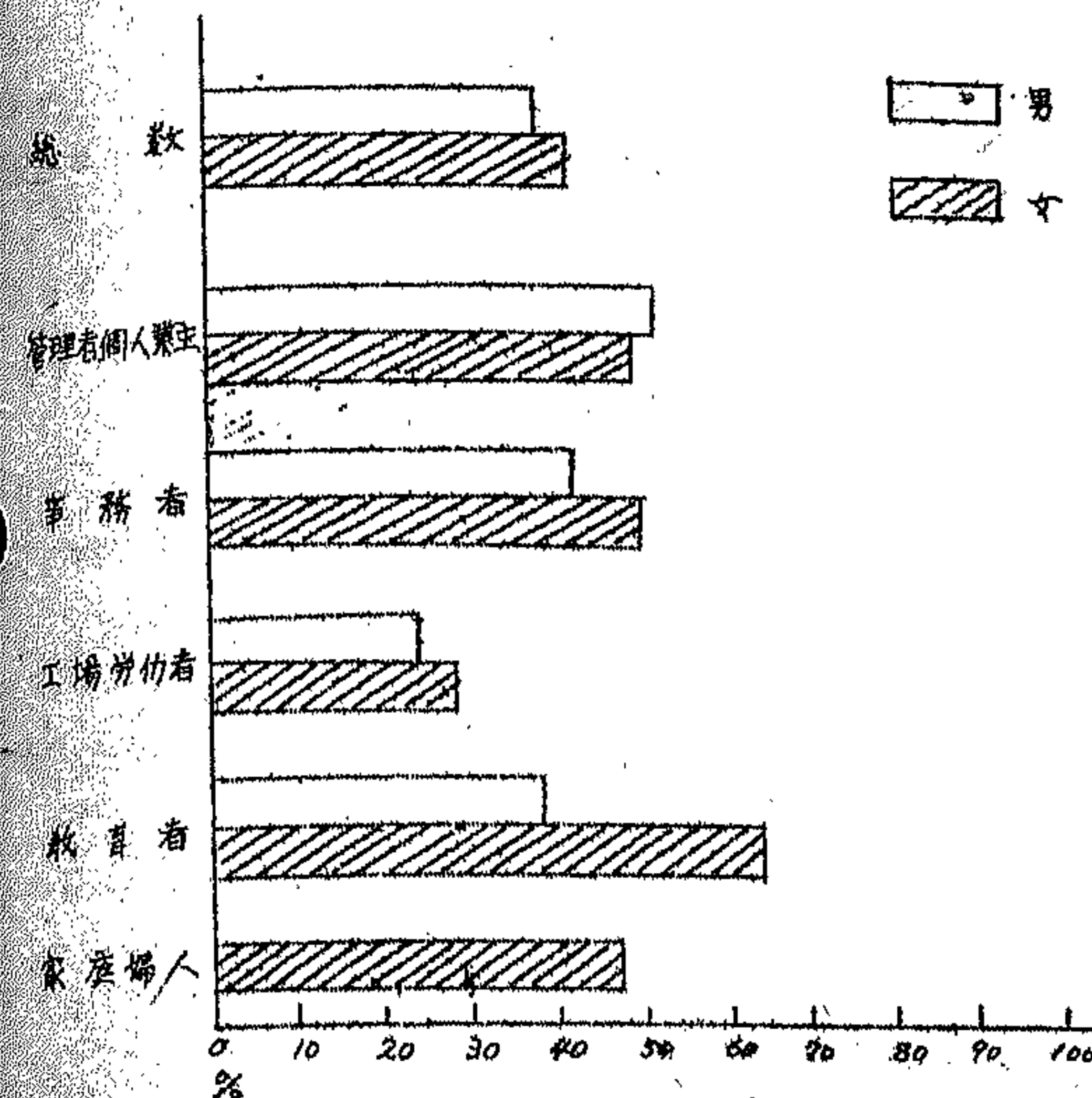
ホ、
働く婦人自身は

「(1)妻や母としての、
教養を身につけるべき
です。

(2)専門の技術、知識を
身につけて男と同じに
働くべきです、につい
て回答状況を見ると、
表3之表及び表10同の
様になる。

第4之図 ホ、職業別に見た働く婦人自身は

(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働く



(2)の意見が、
男女ともにそ
の総数の、半
数を占めてい
るのは、管理
者、個人業主
だけである、
又、女子の失
業者はこの意
見が57.6%
を占めている
のが注意され
る。

併し管理者、
個人業主以外
は(2)の回答者
総数の割合は

男38.7%、女42.0%であるが、これよりも、わずかに高い率を占めてい
るのは、男女ともに、教育者、事務者である、前者は男39.4%、女64.3
%で後者は男43.1%、女49.0%で、男子の教育者は婦人の働くことにつ
いての理解は正しい、と言えよう。

工場労働者は男女ともに、(2)専門の技術、知識を身につけて男と同じに働く
べきですとの意見の人が最も少く、「妻や母としての教養を身につける」
ことが雇用機会拡大のためにより重要と考えるものが男女とも70%以上を
占める。

男子の学生が、その総数の83.3%までが「(1)妻や母として必要な教養を身に
つける」この意見で、保守的な考え方が強い。

以上五つの問題(政府、使用者、同僚の男子、家庭、働く婦人自身)につい
て回答を職業別に分けて注目すべきことは、男女ともに工場労働者の女子
の職業に対する考え方が低調なことである。

教育者は、他に比して、相対的に進歩的な意見をもっているが、しかし、家庭は家のためなら働く婦人に仕事を休ませるべきである、との意見の人が、男子に於ては、10%も占めている点、働く婦人自身は婦人の職場をもっと広めるためには専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきだとの意見をもつ人が、男、39.4% 女、64.3%であることから見て、特に男子教育者の、婦人の働くことに対する理解の程度の低さが窺えよう。

事務者は工場労働者に比し、進歩的な考えの人が多い。特に女子の事務者の方は、婦人の働くことについて高い理想をもっている人が多くなっている。

家庭婦人が案外、婦人の働くことについて、正当な知識をもっているのは回答者が、一般家庭の婦人より、婦人団体等の役員をしている人で知的レベルの高い人が、多かったのではないかと相像される。

学生の職業に対する考え方は、保守的と言えよう。

女の場合は、回答者総数とほぼ同じ回答状況であるが、男子の場合は回答者総数よりも、働く婦人に対する職業意識が低調である。

4. 年令別の傾向

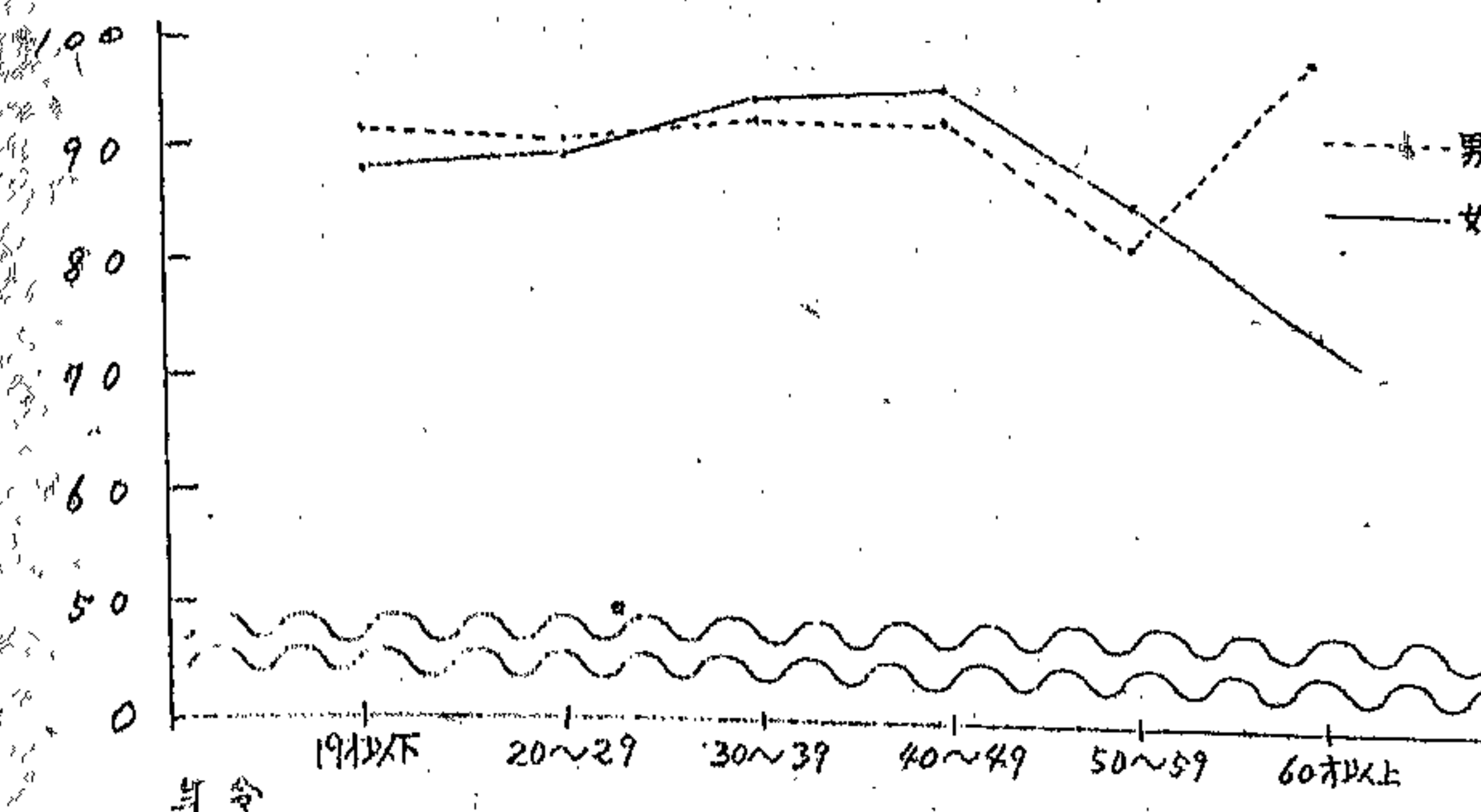
次に年令別に五つの問題についての意見を見ることにする。

第3表 1. 年令別に見た政府は?

(1)託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をどのへるべきです (2)働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所の施設をどのへるべきです									
	実 数		%						
	男	女	男				女		
	総数	総数	総数	(1)	(2)	総数	(1)	(2)	
総 数	853	4095	100	90.8	9.2	100	89.1	10.9	
19才以下	87	1387	100	90.6	9.4	100	84.2	15.8	
20才～29才	424	1965	100	89.5	10.5	100	88.8	11.2	
30才～39才	188	356	100	93.4	6.6	100	95.0	5.0	
40才～49才	110	178	100	93.3	6.7	100	95.9	4.1	
50才～59才	27	73	100	84.0	16.0	100	81.1	18.9	
60才以上	3	13	100	100	0	100	75.0	25.0	
不 明	14	103		84.6	15.4	100	91.0	9.0	

註 %は不明を除いた総数を100とした

(1) 働く婦人に必要な社会施設をどのへるべきです



「(1)託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をどのへるべきです」

「(2)働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所の施設をどのへるべきです」と見ると、男女ともに年令が高くなるにつれて、「(1)働く婦人に必要な社会施設をどのへるべきです」の意見が多くなり、40～49才で最高に達し、50才以上になると、少くなるという傾向が見られる。(男子の場合60才以上で100%になっているが、回答者があまりにも少いので、これを全面的に肯定することは無理であろう)男子の「(1)働く婦人に必要な社会施設をどのへるべきです」の意見が最も高い率を占めているのは、30～39才の93.4%で19才以下より稍高い率を占めているのであるが、50才～59才になると男子は19才以下より低く、女子はほぼ同じ率となっている。

2. 使用者は

「(1)女でも出来るような責任の軽い仕事に女をやとうべきです」

「(2)どんな仕事にも男女区別なしにやとよいべきです」

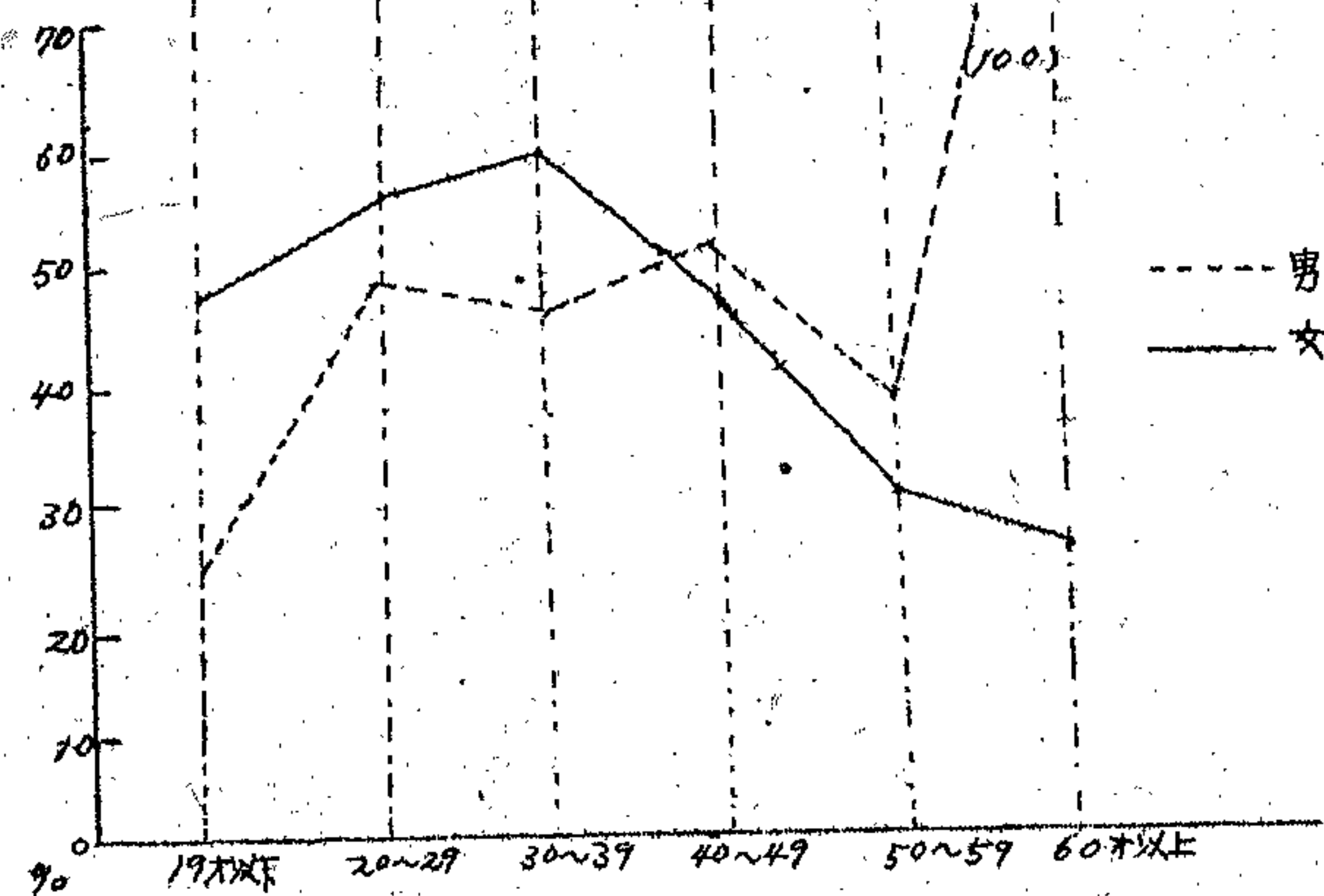
年令の低い者は男は、男女ともに、前者の意見が多いが、年令が高くなるにつれて後者の意見が多くなり、50～59才になると前者の意見が多くなる傾向が見られる。「(2)どんな仕事にも男女の区別なしにやとよいべきです」の男女別の回答率をグラフにすると第12図のようになっている。

これによると、男子は19才以下は、24.7%にすぎないが、40～49才

第12図

ロ、年令別に見た 使用者は

ロ) どんな仕事にも男女の区別なしにやといれるべきです



になると、半数以上(52.4%)になり50才〜59才で、38.5%となっている、女子は、年令の低い者でも、男子よりは、
「(2)どんな仕事にも男女の区別なしに」という意見が多く(19才以下48.8%)30〜39才で、その総数の60.9%となり、それより年令が高くなると同年配の男子より、この意見が少くなり(50〜59才—31.7%)、
「女でも出来るような責任の軽い仕事に女をやとうべきです」との意見が多くなっているのである。

第35表 ハ、年令別に見た 同僚の男子は

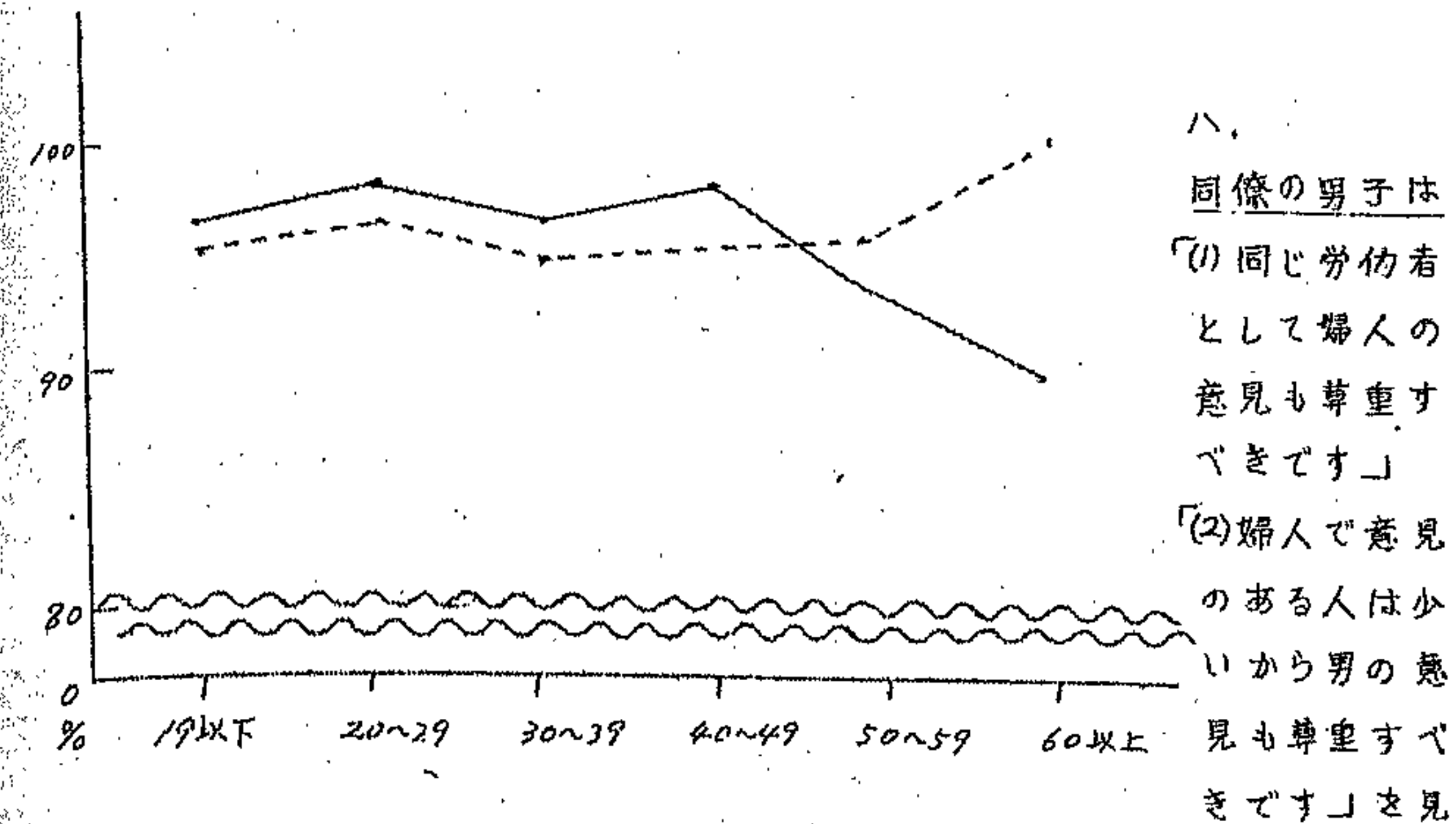
(1) 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです
(2) 婦人で意見のある人は少いから男の意見も尊重すべきです

	男				女				%			
	総数	(1)	(2)	不明	総数	(1)	(2)	不明	総数	(1)	(2)	不明
19才以下	87	81	4	2	1387	1301	46	40	100	96.3	4.7	100
20〜29才	424	403	16	5	1965	1879	39	47	100	96.2	3.8	100
30〜39才	188	177	4	2	356	325	11	20	100	95.2	4.8	100
40〜49才	110	102	5	3	178	160	3	15	100	95.3	4.7	100
50〜59才	27	26	1	0	73	59	4	10	100	96.3	3.7	100
60才以上	3	3	0	0	13	9	1	3	100	100	0	100
不明	14	12	0	2	103	88	6	9	100	93.6	6.4	100

註 %は不明を除いた総数を100とした

第13図 ハ、年令別に見た 同僚男子は

(1) 婦人の意見も尊重すべきです



ると、男子は、殆んど年令的な差を見ないが、女子は、40〜49才が、前者の意見が98.2%で最も高い率を占め、それより年令が高くなると、その占める率が低くなり、10才以上は90.0%になっている。

第36表 (二) 年令別に見た 家庭は

(1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです
(2) 男と同じに働けるように婦人の働くことにもっと理解をもつべきです

	突 数		%					
	男	女	男			女		
			総 数	(1)	(2)	総 数	(1)	(2)
総 数	853	4075	100	14.7	85.3	100	17.7	82.3
19才以下	87	1387	100	31.8	68.2	100	19.3	80.7
20〜29才	424	1965	100	13.4	86.6	100	15.7	84.3
30〜39才	188	356	100	10.4	89.6	100	20.8	79.2
40〜49才	110	178	100	14.4	85.6	100	15.0	85.0
50〜59才	27	73	100	7.7	92.3	100	31.6	68.4
60才以上	3	13	100		100	100	100	90.0
不明	14	103	100	27.3	72.7	100	19.8	80.2

註 %は不明を除いた総数を100とした

二、家庭は

「(1) 家のためなら、いつでも働く婦人に仕事を休ませるようになるべきです」
「(2) 男と同じように働けるように婦人の働くことに理解をもつべきです」

ついて年令別に見ると著しい傾向は男女ともに見られない。家庭は「(2) 男と同じに働けるように婦人の働くことにむつと

理解をもつべきです」を、年令別に見ると男子は19才以下は68.2%であるが、30~39才で、89.6%となり、それより年令が高くなると、この意見が少くなっている。女子は、19才以下の人は同年の男子よりこの意見を主張する者が多く80.7%であるが、20~29才でこの主張が強くなるが30~39才の人は、79.2%で19才の人よりも「(1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです」との意見が多くなり、40~49才になると「(2) 男と同じに働けるように婦人の働くことに理解をもつべきです」との意見が最高となり(85.0%)。それより年令の高い人は、「(1) 家のためならいつでも働く婦人に仕事を休ませるべきです」との意見の人が多くなっているのである。

第37表 本、年令別にみた働く婦人自身は

(1) 妻や母として必要な教養を身につけるべきです
(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです

年令	男		女		男		女	
	総数	割合	総数	割合	(1)	(2)	(1)	(2)
19才以下	853	100	4075	100	613	38.7	580	42.0
20才~29才	87	100	1387	100	83.9	76.0	66.8	33.2
30才~39才	424	100	1985	100	58.3	41.7	56.5	43.5
40才~49才	188	100	356	100	59.6	40.4	34.1	65.9
50才~59才	110	100	178	100	54.3	45.7	53.1	46.9
60才以上	27	100	73	100	69.6	30.4	42.9	57.1
不明	3	100	13	100	66.1	33.3	57.1	42.9
不	14	100	103	100	81.8	18.2	60.0	40.0

註 %は不明を除いた総数を100とした

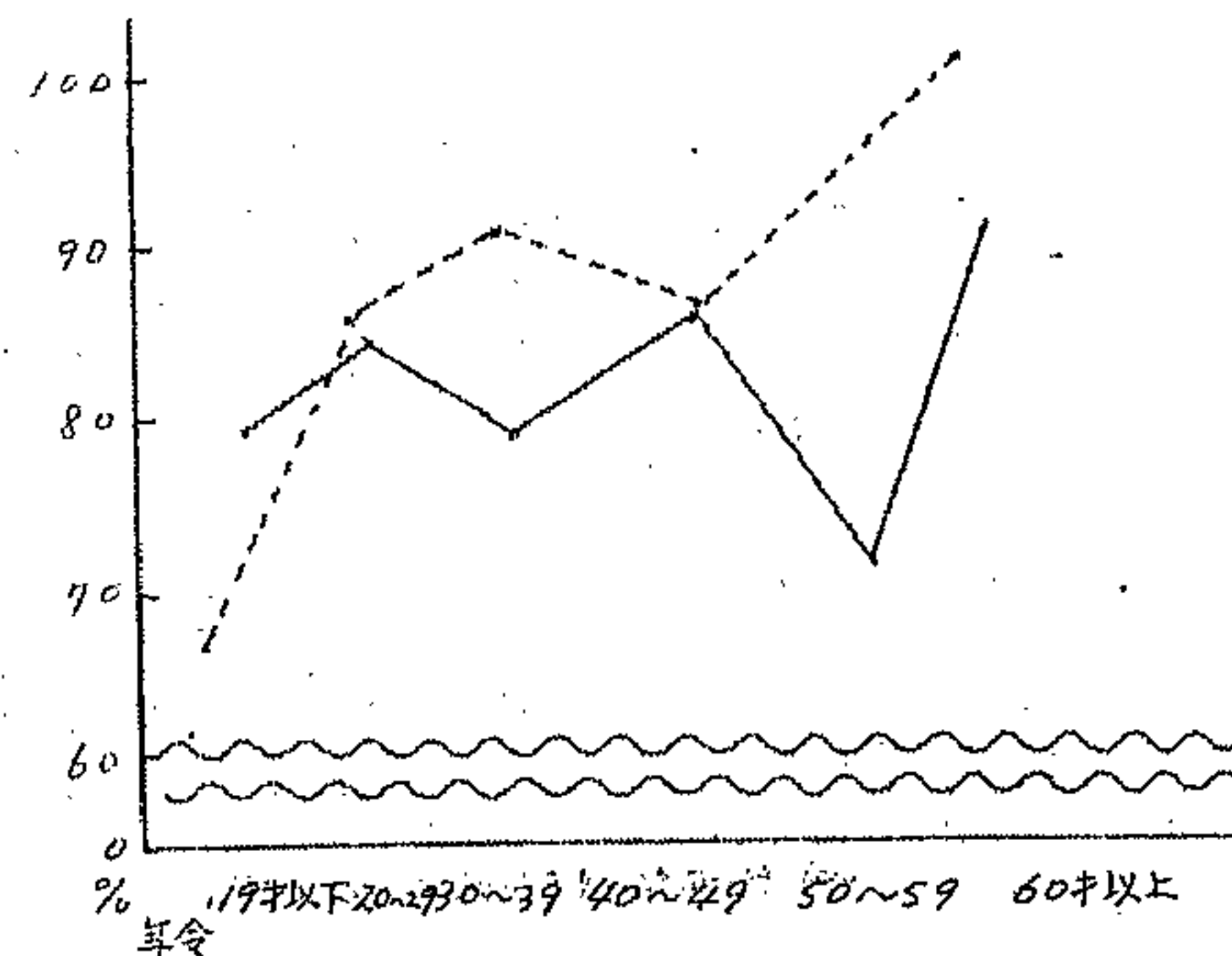
本、働く婦人自身は

「(1) 妻や母として必要な教養を身につけるべきです」

「(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです」について見ると、

第14図 二、年令別に見た家庭は

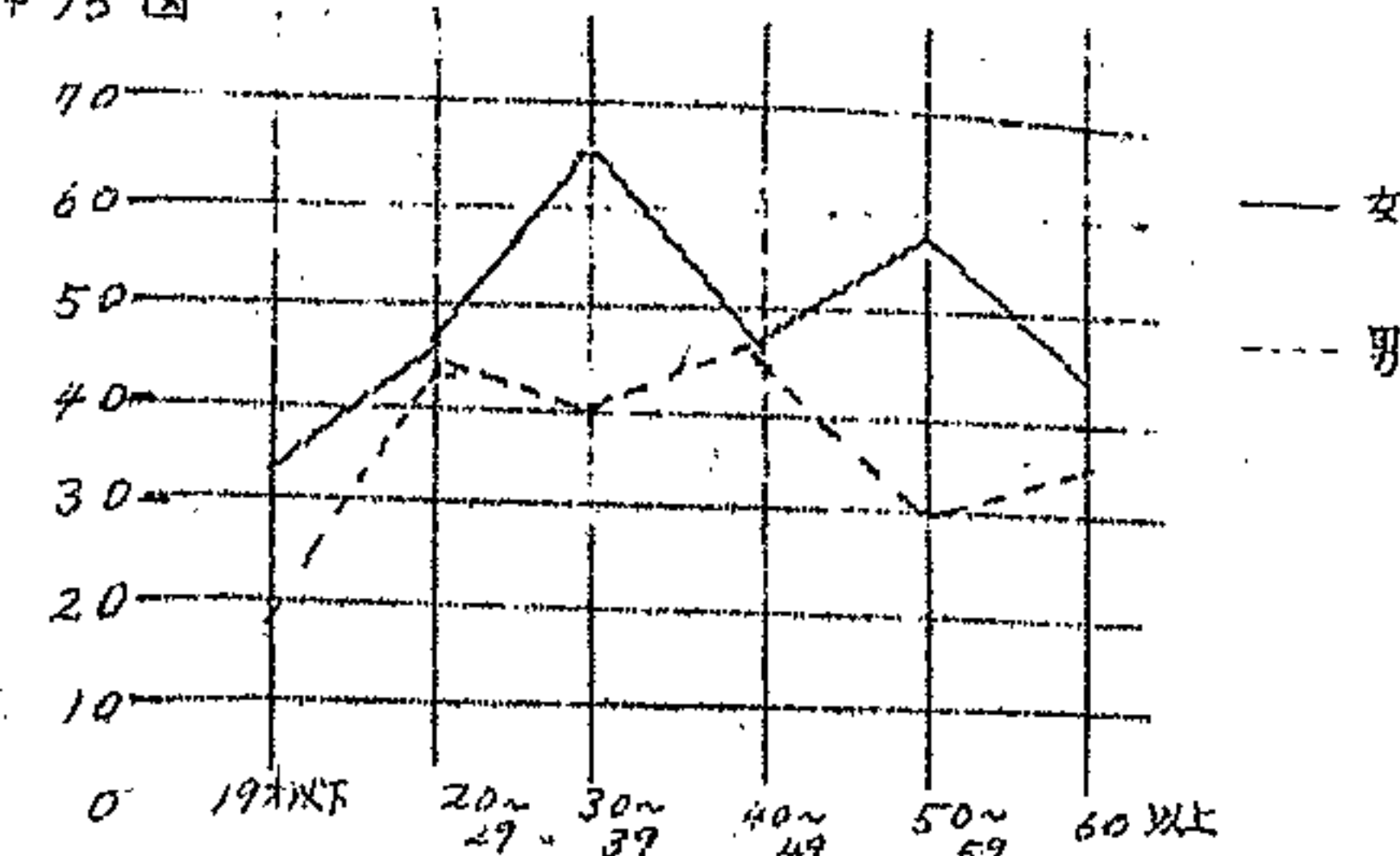
(2) 男と同じに働けるように働く婦人に理解をもつべきです



本、年令別に見た 働く婦人自身は

(2) 専門の技術、知識を身につけるべきです

第15図



を、男女別、年令別に図表に表わすと第15図のようになる。これによると、19才以下の男子は、この意見を16.0%の人がもつにすぎないが、次第にこの意見の人が多くなり、40~49才で最高となり(45.7%)。それより年令が高くなると、減少し(50~59才30.4%)。「(1) 妻や母として必要な教養を身につけるべきです」との意見が多くなっている。女子は19才以下でも男子よりは「(2) 専門の技術、知識を身につけるべきです」との意見の人が多く、33.2%を占め、30~39才の65.4%で最高に達し、それより高令になると、徐々にその占める率が少なくなっている。

以上五つの内題(政府・使用者・同僚の男子・家庭・働く婦人自身)について、働く婦人がもっと広く職業につけるようにするにはどうしたらよいかの質問の回答につき、年令別に分析した結果を総合すると、男女ともに年令の低いのが安外保守的な考え方が多いようである。

特に19才以下の男子の方に女子よりも保守的な傾向の強いことが見出される。30~39才、40~49才の段階になると男女ともに最も進歩的な意見が多くなっている。それが50~59才になると保守的な意見が多くなり、特に女子の場合は19才以下の年令の人より保守的な傾向が見られるのである。

V むすび

以上調査の結果から、およそ次のようなことが見出された。

1. 今回の「婦人の雇用機会拡大の特別運動」には主として婦人労働者が参加したが、男子労働者も、使用者も、学生、家庭婦人、失業者なども相当集まった。

男女ともに、年令が高くなるに従って、後者の意見が多くなり、高年になると前者の意見が多くなるという傾向が見られる。婦人がもっと広くつとめるには、働く婦人自身が「(2) 専門の技術、知識を身につけて男と同じように働くべきです」

2. これ等の集合に参加した労働者は男女共、事務的職業のものが最も多く第二位は工場労働者であった。
3. 年令は29才以下が大部分であったが 男子は、比較的・高年令のものが多かった。
4. 一般として婦人の取場を拡大するためには
1. 結婚相談所より、働く婦人のための社会施設が必要であり
 2. 同僚の男子は婦人の意見も尊重すべきである
 3. 家庭は、家の都合より 婦人が男子と同様に働けるように理解をもつてほしい。
- と云う意見が回答者の九割前後の支持を得ている。
- ところが
- ニ. どんな仕事にも男女区別なしにやとうより 責任の軽い仕事にのみに婦人をやとうべきだ。
- と云う意見のものが半数近くあり。
- ホ. 専門の技術、知識より 妻や母としての教養が大切だ
- と云う意見が多くなっている。設問の方法に問題があるとしても、この二つの意見の支持者が案外多いことは、婦人の働くことに対する一般の認識の低さの一面を示しているものと云えよう。
5. 働く婦人自身の立場から見れば事務的職業のものは比較的進歩的だが、工場労働者の職業に対する自覚がなお足りないものが比較的多い。
6. 男子労働者、特に工場労働者は婦人の働くことに対して真の理解にかけられているものが比較的多い。
7. 使用者的地位にある人々は、一般には保守的であるが、働く婦人の能率技術に対して要求を持つものが多いのには注目すべきであろう。
8. 年令的にみると、19才以下若い人輩は男女共、婦人の働くことに対する認識に比較的欠けており、案外保守的である。

世 論 調 査

婦人の働く機会をもつとひろげるにはどうしたらよい

にかについて

婦人少年局

別紙調査表 記入上の注意 (1)、名前はいりません (2)、必要はところは○印をつける (3)、()の中に適当に書かれる

1. 調査年月日 昭和24年 月 日

2. 調査場所 ()市()に

婦人がもつとひろく職業につけるようにするにはどんな事が必要ですか

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ についてそれぞれ二つの答がありますが、どちらが大切だと思う方に○付けて下さい

イ 政府は

1. 託児所、共同炊事場、産院等働く婦人に必要な社会施設をどののえるべきです
2. 働く婦人が結婚しやすいように結婚相談所等の施設をどののえるべきです

ロ 使用者は

1. 女でも出来る様うな責任の軽い仕事に女をやらすべきです
2. どんな仕事にも男女の区別なしにやといわれるべきです

ハ 同僚の男子は

1. 同じ労働者として婦人の意見も尊重すべきです
2. 婦人で意見のある人は少いから男の意見も尊重すべきです

ニ 家庭は

1. 家のためなら いつても働く婦人に仕事をやすませる様すべきです
2. 男と同じに働けるように婦人の働くことにむつと理解をもつべきです

ホ 働く婦人自身は

1. 妻や母として必要な教養を身につけるべきです。
2. 専門の技術、知識を身につけて男と同じに働くべきです

あなたは毎日新聞を読みますか (○をつけて下さい)

イ 毎日読む ロ 時々読む ハ ほとんど読まない

労働条件について働く婦人をまもる法律の名は次のどれですか
イ 労働基準法 ロ 民法 ハ 労働基準法 ニ 失業保険法 ホ 労働者災害補償法 ヘ 健康保険法

1 年 令	満 () 才	2 男 女	3 配偶関係	未婚 有配偶	死別 離別
4 取 業	あり-----職業名 () 身分 () つめ先 ()	なし-----学生 家庭婦人 失業中 (-----月以來前取-----) 通 ()			
5 主として家計をたてているもの	自 分	自分以外			
6 労働組合に加入しているか	している	していない			
7 加入している労働組合名					
8 学 校	小 卒	中 卒	高 卒	専 門 学 校 卒	大 卒